

文書番号：JRCA AQI 120-初版

品質／情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準

制 定：2012年 9月 19日

一部適用猶予期間を除き
2013年1月1日から適用
AQ 100改定6版
AI 110改定4版
に相当

一般財団法人 日本規格協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター



目 次

I 章 一般	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用文書.....	1
3. 定義.....	1
II 章 マネジメントシステム審査員登録の要件	4
4. QMS 審査員補及び ISMS 審査員補への登録要件（新規登録）	4
5. QMS 審査員及び ISMS 審査員への登録要件（格上げ）	6
6. 主任審査員への登録要件（格上げ）	6
7. 他のマネジメントシステム審査員からの資格拡大.....	8
III 章 品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員資格 の維持、更新	8
8. 資格の登録、有効期間	8
9. 継続的な確認	9
10. 品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員資格 の維持	9
11. 品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員資格 の更新	11
IV 章 資格の一時停止、取り消し、失効	12
12. 審査員資格維持の適格性に関する調査	12
13. 資格の一時停止	12
14. 資格の取り消し	12
15. 資格の失効	13
16. 再登録及び再申請.....	13
17. 特例	13
付則.....	14
制定・改定履歴	17

品質／情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準

I 章 一般

1. 適用範囲

この基準は、一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという。）が、品質マネジメントシステム審査員及び／又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員を評価し登録するために使用する。

2. 引用文書

JIS Q 9001：品質マネジメントシステム—要求事項

JIS Q 27001：情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項

JIS Q 19011：マネジメントシステム監査のための指針

JRCA AQI 220：品質／情報セキュリティマネジメントシステム審査員の評価登録手順

3. 定義

3.1 審査

JIS Q 19011 第3.1項で定義されている監査のこと。なお、審査と監査は同義とする。

3.1.1 有効な審査

申請に際し有効とする審査は、次のすべての要件を満たす審査のこと。

(a) JIS Q 9001 又はJIS Q 27001を基準文書として、JIS Q 19011 第6.2項から第6.6項の全過程を網羅している第一者審査、第二者審査又は第三者審査。

ただし第一者審査については、当該マネジメントシステムの審査員の所属する部門と被審査部門とが異なること。

(b) 審査チームに当センター登録の当該マネジメントシステムの主任審査員が少なくとも1名加わっている審査であること。

(c) 現地における審査活動が実働6時間以上あること。複合審査の場合には、当該マネジメントシステムに対する審査活動が実働6時間以上あること。

(d) 2段階審査の第1段階審査だけでは有効な審査とは認められない。第2段階審査のみ又は第1段階審査と第2段階審査の両方で1回の有効な審査とみなす。なお、本基準内で、更新時及び格上げ時の審査実績として1回以上の登録審査又は更新審査の実績を求めているが、その場合の登録審査とは、上記と同じく第2段階審査のみ又は第1段階審査と第2段階審査の両方で1回の登録審査と計上する。

3.1.2 システム全体の審査

第一者監査、第二者監査、第三者審査のすべてにおいて以下を満足する審査（監査）。

JIS Q 9001：審査チームとして規格の全ての要求事項に対する適合性を評価した審査。
適用除外項目を除く。

JIS Q 27001：審査チームとして規格の全ての要求事項（組織が選択した管理策を含む）に対する適合性を評価した審査。

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準

登録審査または更新審査の審査実績が求められている場合に、システム全体の審査の証明書の提出により代替できる。

3.1.3 異なる組織、異なるマネジメントシステム組織

同一法人であるかによらず、異なる認証組織であること。認証を受けていない場合には、マニュアル等マネジメントシステム対象を特定できるものが異なる組織。

3.1.4 現地審査日数

現地において審査活動を行った日数の合計。1日の審査時間が6時間に満たない審査日がある場合には、1回の審査について、1日毎の現地審査時間（6時間を超える場合は6時間まで）を合計して6時間で割った日数（切捨てで少数点以下1桁まで）とする。

3.2 品質マネジメントシステム審査員

QMS 審査員補、QMS 審査員及び QMS 主任審査員の総称。

(注) 資格維持又は更新を希望するすべての審査員が (コピ°テンス) への移行を完了したので、審査員名称から (コピ°テンス) を削除した。

3.2.1 QMS 審査員補

本基準の第4項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者であり、審査の補助者又は訓練を受ける者として審査に参加することができる者。

3.2.2 QMS 審査員

本基準の第5項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者。

3.2.3 QMS 主任審査員

本基準の第6項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者。

3.3 情報セキュリティマネジメントシステム審査員

ISMS 審査員補、ISMS 審査員及び ISMS 主任審査員の総称。

(注) 資格維持又は更新を希望するすべての審査員が本資格基準の適用開始日以前に (コピ°テンス) への移行を完了予定であるので、審査員名称から (コピ°テンス) を削除した。

3.3.1 ISMS 審査員補

本基準の第4項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者であり、審査の補助者又は訓練を受ける者として審査に参加することができる者。

3.3.2 ISMS 審査員

本基準の第5項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者。

3.3.3 ISMS 主任審査員

本基準の第6項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者。

3.4 オブザーバ

審査チームにおいて審査活動は行わず、現地審査活動に同行する者。オブザーバ経験の可否は審査を実施する組織内で対象者ごとに判断し決定してよい。なお、オブザーバ経験は審査実績にカウントできない。

3.5 メンバー (審査チームメンバー)

オブザーバを除く、審査チームを構成する品質マネジメントシステム審査員及び情報セキュリティマネジメントシステム審査員。

3.6 リーダー (審査チームリーダー)

審査チームの中で、リーダーの役割を果たす品質マネジメントシステム審査員及び情

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準

報セキュリティマネジメントシステム審査員。

3.7 環境マネジメントシステム審査員

(公財)日本適合性認定協会認定の審査員評価登録機関に、環境マネジメントシステム審査員補(以下、EMS 審査員補という。)、環境マネジメントシステム審査員(以下、EMS 審査員という。)、又は環境マネジメントシステム主任審査員(以下、EMS 主任審査員という。)として登録されている者の総称。

3.8 食品安全マネジメントシステム審査員

(公財)日本適合性認定協会認定の審査員評価登録機関に、食品安全マネジメントシステム審査員補(以下、FSMS 審査員という。)、食品安全マネジメントシステム審査員(以下、FSMS 審査員という。)、又は食品安全マネジメントシステム主任審査員(以下、FSMS 主任審査員という。)として登録されている者の総称。

3.9 継続的専門能力開発(CPD)

当センターに登録している品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員が、当該マネジメントシステムの審査能力の維持・向上を目的として、継続的に実施する能力開発。能力開発の方法としては、研修への参加、グループ又は個人での学習、審査への参加等があり、審査員の資格によって認められる方法、必要時間及び実証方法が異なる(第10.2項参照)。

3.10 JRCA 承認の品質マネジメントシステム又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員研修コース

当センターが承認した品質又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員研修でフォーマル研修コース及び資格拡大研修コースの総称。

3.10.1 フォーマル研修コース

品質、環境、情報セキュリティ、食品安全マネジメントシステムのいずれの審査員資格も有しない者が、品質又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員への登録を希望する際に修了しなければならない研修コース。

3.10.2 資格拡大研修コース

品質、環境、情報セキュリティ又は食品安全マネジメントシステム審査員が、新たに品質又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員への登録を希望する場合に、修了しなければならない研修コース。

3.11 JRCA 承認の ISMS リフレッシュ研修コース及び JRCA 登録の QMS、ISMS CPD コース**3.11.1 JRCA 承認の ISMS リフレッシュ研修コース**

当センター承認のフォーマル研修コースを開催している研修機関が開催する ISMS 研修コースで、当センターに事前に申請し承認されているもの。次項の JRCA 登録の ISMS CPD コースに統合される。

3.11.2 JRCA 登録の QMS CPD コース又は ISMS CPD コース

当センター承認のフォーマル研修コースを開催している研修機関が継続的専門能力開発(CPD)のために開催する QMS 又は ISMS の研修コースで、当センターに事前に申請し登録されているもの。

3.12 資格の有効期限日

新規登録、更新、資格変更(格上げを含む)の日の3年後の前日。審査員登録証明書

及び登録証（カード）に記載されている。

3.13 資格の維持期限日

新規登録、更新、資格変更（格上げを含む）の日の1年後又は2年後の前日。即ち有効期限日の2年前又は1年前となる。

3.14 申請受付日

当センターが申請を受け付けた日。

申請が行われずに維持期限日又は更新期限日を過ぎた場合には資格は失効する（第15項参照）が、維持期限日又は有効期限日経過後3か月まで申請受付が可能である（第16項参照）。

維持期限日又は有効期限日より3ヶ月以上早く申請された場合には、維持期限日又は有効期限日の3ヶ月前の日を申請受付日とする。

申請受付日は登録審査員が定期的実施する審査及び継続的専門能力開発（CPD）の対象期間算定の起点となる。

なお、登録審査員は本人の前回までの申請受付日を当センターのウェブサイトの「登録審査員のためのページ」で確認できる。

3.15 資格変更

同一マネジメントシステムの主任審査員、審査員、審査員補の資格をマネジメントシステム審査員の現在の資格から変更すること。内、上位の資格に変更する場合を「格上げ」と呼ぶ。

3.16 JRCA 筆記試験

当センターが問題の作成、実施（委託）、採点、評価に責任を持ち、当センターに登録するための力量の有無を評価する筆記試験。

（注）従来の「力量試験」の名称を「筆記試験」に変更した。

3.17 実技評価

実際の審査を想定して行う審査技術の評価。研修機関が行う研修コース修了の評価項目の一つ。

3.18 個人の行動の継続的評価

マネジメントシステム審査員として具備すべき資質として、JIS Q 19011 第7.2.2項に示されている「個人の行動」について、研修の全期間を通じて実施される受講生の受講態度、習熟度、コミュニケーションスキル等の評価。研修講師はこの評価結果に基づいて研修期間中継続的に指導を行う。研修中の最終の評価は、研修機関が行う研修コース修了の評価項目の一つ。

II章 マネジメントシステム審査員登録の要件

4. QMS 審査員補及び ISMS 審査員補への登録要件（新規登録）

QMS審査員補及びISMS審査員補への登録申請者は、第4.1項から第4.4項に定める要件をすべて満足し、且つ必要な費用を当センターに支払わなければならない。

4.1 実務経験

4.1.1 QMS 審査員補

下記①、②を満たすこと。

- ①7年以上の実務経験（訓練は含まない）を有していること。但し、高等学校卒業、これと同等以上の教育を受けていること、又は同等以上の学力を有していることの証明の提出により4年以上の実務経験で可とする。

（注）7年以上の実務経験を有していることを提示すれば、上記但し書きの卒業、教育又は学力の証明提出は不要である。

- ②申請日を遡る10年以内に2年以上の品質マネジメント分野の実務経験を有していること。

4.1.2 ISMS 審査員補

下記①、②、③を満たすこと。但し、高等学校卒業、これと同等以上の教育を受けていること、又は同等以上の学力を有していることの証明を提出すれば、①の要件は不要とする。

- ①7年以上の実務経験（訓練は含まない）を有していること。

（注）7年以上の実務経験を有していることを提示すれば、上記但し書きの卒業、教育又は学力の証明提出は不要である。

- ②申請日を遡る10年以内に情報技術分野において4年以上の実務経験があること。

情報技術分野における実務経験としては

- ・情報技術に関する調査、研究、評価、コンサルティング
- ・情報処理システムに関する開発、販売、構築、運用、保守、監査等がある。

- ③上記②の実務経験において、2年以上の情報セキュリティ技術に関連した役割又は職務に就いていること。該当する情報セキュリティ技術としては、

- ・脆弱性対策（ウイルス対策等）
- ・機密保護（暗号、アクセスコントロール等）
- ・物理的セキュリティ
- ・安全性、可用性対策（バックアップ、媒体管理、監査ログ等）

等がある。

4.2 個人の行動及び実技の評価

当センターが承認した品質マネジメントシステム審査員研修コース（QMSの場合）又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員研修コース（ISMSの場合）を申請日から過去5年以内に修了し、またその研修コースで「個人の行動」の評価及び実技評価に合格していること。

4.3 JRCA 筆記試験の合格

品質又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員研修コースの最後に当センターが実施する筆記試験に合格していること。

4.4 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める審査員倫理綱領（本基準内の付属書－1参照）を遵守すること。

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準**5. QMS 審査員及び ISMS 審査員への登録要件（格上げ）**

QMS審査員又はISMS審査員への登録申請者は、第5.1項から第5.4項に定める要件をすべて満足し、且つ必要な費用を当センターに支払わなければならない。

5.1 前提条件

QMS 審査員補（QMS の場合）又は ISMS 審査員補（ISMS の場合）として、当センターに登録されていること。

5.2 審査実績

申請前3年以内に審査チームメンバーとして、4回以上かつ現地審査日数合計5日以上の有効な審査の実績を有すること。審査実績は、2つ以上の異なる組織に対するものであること。上記の審査実績は登録審査または更新審査を1回以上含むこと。

（注1）システム全体の審査（第3.1.2項参照）で登録審査または更新審査に代替できる。

（注2）審査員補の審査チームメンバーとしての有効な審査の実績を認める条件

- ①審査チームの当センターに登録されている当該マネジメントシステム主任審査員が常に行動を共にし、指導及び助言が与えられる状況にあること、且つ、
- ②一人の主任審査員が指導及び助言を行う審査チーム内で審査を行う審査員補は1名であること。

5.3 審査能力の確認

第5.2項の審査実績の各審査について、当センターに登録されている当該マネジメントシステム主任審査員による観察、指導及び助言を通じて、審査能力の確認がされていること。

5.4 継続的専門能力開発(CPD)実績

格上げ申請日が前回維持期限日又は有効期限日から6ヶ月を超えている者は、申請者の前回申請受付日以降、申請日（有効期限日を超えないこと）までの期間を対象に、継続的専門能力開発(CPD)の実績を提出すること。能力開発方法、必要時間及び実証方法は格上げ前の資格（QMS 審査員補又は ISMS 審査員補）の要件による。（第10.2項、第11.2項参照）

上記に該当しない者は、格上げ申請時の継続的専門能力開発(CPD)の実績の提出は不要である。

5.5 受審組織による証明

第5.2項の4回以上の審査実績について、受審組織のマネジメントシステムの責任者から、審査が提出資料「審査実績の概要」に記載されたとおり実施されたこと、及び審査が JIS Q 19011 4項 「監査の原則」（a.高潔さ、b.公正な報告、c.職業専門家としての正当な注意、d.機密保持、e.独立性、f.証拠に基づくアプローチ）に則って実施されたことの証明を提出すること。

（注）組織のマネジメントシステムの責任者とは経営責任者、管理責任者又は責任を委譲された管理層の人とする。

6. 主任審査員への登録要件（格上げ）

QMS 主任審査員又は ISMS 主任審査員への登録申請者は、第6.1項から第6.5項に定める要件をすべて満足し、且つ必要な費用を当センターに支払わなければならない。

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準**6.1 前提条件**

QMS 審査員（QMS の場合）又は ISMS 審査員（ISMS の場合）として、当センターに登録されていること。

6.2 メンバー審査実績

QMS 審査員（QMS の場合）又は ISMS 審査員（ISMS の場合）登録以後、審査チームリーダーとして有効な審査に参加する以前に、審査チームメンバーとして有効な審査（第 3.1.1 項参照）の実績を 3 回以上有すること。

6.3 リーダー審査実績

第 6.2 項のメンバー審査実績後、格上げ申請前 2 年以内に審査チームリーダーとして 3 回以上かつ現地審査日数合計 5 日以上の有効な審査（第 3.1.1 項）の実績を有すること。審査実績は、2 つ以上の異なる組織に対するものであること。上記の審査実績は登録審査または更新審査を 1 回以上含むこと。

（注 1）システム全体の審査（第 3.1.2 項参照）で登録審査または更新審査に代替できる。

（注 2）審査員のリーダーとしての有効な審査の実績を認める条件

審査チームの当センターに登録されている当該マネジメントシステム主任審査員が行動を共にし、指導及び助言が与えられる状況にあること。第 5.2 項に示した審査員補が審査員に格上げするためのチームメンバーとしての審査実績の場合とは異なり、当該マネジメントシステム主任審査員の同行が必ずしも常時でなくても指導及び助言が与えられる状況にあればよい。

6.4 リーダー能力の確認

第 6.3 項のリーダー審査実績の各審査について、当センターに登録されている当該マネジメントシステム主任審査員による観察、指導及び助言を通じて、リーダー能力の確認がされていること。

6.5 継続的専門能力開発 (CPD) 実績

格上げ申請日が前回維持期限日又は有効期限日から 6 ヶ月を超えている者は、申請者の前回申請受付日以降、申請日（有効期限日を超えないこと）までの期間を対象に、継続的専門能力開発 (CPD) の実績を提出すること。能力開発方法、必要時間及び実証方法は格上げ前の資格（QMS 審査員又は ISMS 審査員）の要件による。（第 10.2 項、第 11.2 項参照）

上記に該当しない者は、継続的専門能力開発 (CPD) の実績の提出は不要である。

6.6 受審組織による証明

第 6.3 項の 3 回以上の審査チームリーダーとしての審査実績について、受審組織のマネジメントシステムの責任者から、審査が提出資料「審査実績の概要」に記載されたとおり実施されたこと、及び JIS Q 19011 4 項「監査の原則」(a.高潔さ、b.公正な報告、c.職業専門家としての正当な注意、d.機密保持、e.独立性、f.証拠に基づくアプローチ) に則って実施されたことの証明を提出すること。

（注）組織のマネジメントシステムの責任者とは経営責任者、管理責任者又は責任を委譲された管理層の人とする。

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準**7. 他のマネジメントシステム審査員からの資格拡大****7.1 資格拡大対象の資格**

品質、情報セキュリティ、環境、食品安全マネジメントシステム審査員は、下記のように QMS 審査員補又は ISMS 審査員補への資格拡大申請を行うことができる。

- 1) QMS 主任審査員、QMS 審査員、QMS 審査員補の場合：ISMS 審査員補
 - 2) ISMS 主任審査員、ISMS 審査員、ISMS 審査員補の場合：QMS 審査員補
 - 3) EMS 主任審査員、EMS 審査員、EMS 審査員補の場合：QMS 審査員補、ISMS 審査員補
 - 4) FSMS 主任審査員、FSMS 審査員、FSMS 審査員補の場合：QMS 審査員補、ISMS 審査員補
- (注) 品質、情報セキュリティ、環境、食品安全マネジメントシステム審査員の定義は第 3.2 項、第 3.3 項、第 3.7 項、及び第 3.8 項による。

7.2 資格拡大の要件

QMS 審査員補または ISMS 審査員補への資格拡大は、第 4.1 項、及び第 4.4 項に定める要件を満足し、且つ次のいずれかの方法により、審査技術を習得していなければならない。また、必要な費用を当センターに支払わなければならない。

- 1) 当センターが承認したフォーマル研修コースを申請日から過去 5 年以内に修了し、当センターの筆記試験に合格していること、
- 2) 当センターが承認した資格拡大研修コースを申請日から過去 5 年以内に修了し、当センターの筆記試験に合格していること。

7.3 資格拡大後の格上げ要件

QMS 審査員又は ISMS 審査員への格上げは第 5 項による。ただし QMS 主任審査員、QMS 審査員、ISMS 主任審査員、ISMS 審査員、EMS 主任審査員、EMS 審査員、FSMS 主任審査員、FSMS 審査員のいずれかの資格を有する者は、第 5.2 項の QMS 審査員又は ISMS 審査員への格上げのための有効な審査実績を申請前 2 年以内に 2 回以上かつ現地審査日数合計 3 日以上とする。

QMS 主任審査員又は ISMS 主任審査員への格上げは第 6 項による。ただし QMS 主任審査員、ISMS 主任審査員、EMS 主任審査員、FSMS 主任審査員のいずれかの資格を有する者は、第 6.2 項の QMS 主任審査員又は ISMS 主任審査員への格上げのための有効なメンバー審査実績を 2 回以上とし、第 6.3 項の有効なリーダー審査実績を申請前 2 年以内に 2 回以上かつ現地審査日数合計 3 日以上とする。

Ⅲ章 品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員資格の維持、更新**8. 資格の登録、有効期間****8.1 維持と更新の実施時期**

品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員資格の有効な登録期間は、登録日又は更新日から 3 年間とする。登録日又は更新日から 1 年目、2 年目を維持確認とし、3 年目を更新とする。

8.2 維持

品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準

が、その資格を維持するためには、第9項に定める継続的な確認において問題がないこと、且つ、第10項に定める維持のための要件を満たしていることについて、当センターによる確認を登録又は更新から1年ごとに受け、且つ必要な費用を当センターに支払わなければならない。

(注) 資格の維持に関する詳細な要件は第10項による。

8.3 更新

品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員がその資格登録の有効期限を更新する場合は、第9項に定める継続的な確認において問題がないこと、且つ、第11項に定める更新のための要件を満たしていることについて、当センターによる確認を登録又は更新から3年ごとに受け、且つ必要な費用を当センターに支払わなければならない。

(注) 資格の更新に関する詳細な要件は第11項による。

9. 継続的な確認**9.1 利害関係者からの情報に対する確認**

当センターは、利害関係者から提供された情報により、登録されている品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員について、必要により以下を確認する。

- 1) 審査員倫理綱領違反がないこと。
- 2) 苦情発生の原因が、マネジメントシステム審査員資格の登録、維持、更新要件に抵触していないこと。

9.2 マネジメントシステム審査員からの情報に対する確認**9.2.1 苦情報告**

品質マネジメントシステム審査員及び情報セキュリティマネジメントシステム審査員は、マネジメントシステム審査員としての活動に対し利害関係者から苦情を受けた場合、当該者は直ちに当センターにその内容並びに苦情対応完了日又は予定日を書面で報告しなければならない。当センターは、当該の苦情発生の原因が、マネジメントシステム審査員資格の登録、維持、更新要件に抵触していないことを確認する。

9.2.2 変更報告

品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員は、当センターへの登録情報に変更が生じた場合、速やかに変更内容について当センターのウェブページ「登録審査員のためのページ」で手続きを行うか、又は当センターに書面で報告を行わなければならない。また適切な審査活動の継続的実施が不可能となる重大な変化が発生した場合には、直ちに当センターに報告を行わなければならない。

当センターは、当該変更の、マネジメントシステム審査員資格の登録、維持、更新要件への抵触有無を確認する。

10. 品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員資格の維持

品質マネジメントシステム審査員または情報セキュリティマネジメントシステム審査

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準

員が、その資格を維持するためには、第10.1項及び第10.2項に定める資格維持の要件を満足していなければならない。

10.1 審査実績

QMS 主任審査員、QMS 審査員、ISMS 主任審査員及び ISMS 審査員は以下をすべて満たす審査実績を提出すること。

- ① 提出する審査実績は「有効な審査」の定義を満たすこと（3.1.1 参照）。
- ② 申請者の前回申請受付日を起点として、今回申請日までの期間（おおよそ1年間になる）に1回以上の審査実績を提出すること。主任審査員はリーダーとしての審査実績であること。

QMS 審査員補及び ISMS 審査員補は審査実績を提出する必要はない。但し、審査参加を継続的専門能力開発(CPD)実績に用いる場合には、審査員補専用の審査実績による CPD 様式で提出すること。（第 10.2 項参照）

10.2 継続的専門能力開発(CPD)実績

すべての申請者は、申請者の前回申請受付日を起点として、今回申請日までの期間（おおよそ1年間になる）を対象として、継続的専門能力開発(CPD)の実績を提出すること。審査員の資格によって認められる能力開発方法、必要時間及び実証方法が異なる。（下表参照）

表 継続的専門能力開発(CPD)として認められる活動項目、提出書類、所要時間

活動項目	提出書類	主任審査員 審査員	審査員補 審査員
JRCA 登録の QMS CPD コース JRCA 登録の ISMS CPD コース (JRCA 承認 ISMS リフレッシュ研修コース含む) (注1)	CPD 様式 (注2)	合計 15 時間以上	合計 5 時間以上
JAB または JIPDEC 認定のマネジメントシ ステム認証機関内の研修	CPD 様式 (注3)		
上記以外の研修コース・講演会	CPD 様式 (注4)		
個人学習 グループ学習 業務を通じての新たな習得	CPD 様式		
審査 (監査) 参加	別様式「審査員補 専用の審査 (監査) 実績」(注5)	該当しない	

(注1) ISMS について、2012 年 12 月 31 日以前の基準である AI 110 では知識・力量維持の方法として継続的専門能力開発(CPD)と JRCA 承認 ISMS リフレッシュ研修コースへの参加の2通りがあり、主任審査員及び審査員が後者に参加した場合に7時間以上で可であったが、本基準では後者も継続的専門能力開発(CPD)の1つの方法と位置付けることとした。主任審査員及び審査員が JRCA 承認 ISMS リフレッシュ研修コースに参加した場合にも必要 CPD 時間は合計15時間以上である。なお、JRCA 承

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準

認 ISMS リフレッシュ研修コースは JRCA 登録の ISMS 研修コースに名称が統合される。

(注 2) JRCA 登録の QMS CPD コース、ISMS CPD コース、JRCA 承認 ISMS リフレッシュ研修コースの場合は、研修修了証の写しの提出で CPD 様式自体の提出不要

(注 3) JAB または JIPDEC 認定のマネジメントシステム認証機関内の研修の場合は、出席及び研修内容がわかる資料添付で様式の目的欄と、活動・習得内容欄の記入不要

(注 4) 審査員補が研修コース又は講演会に参加した場合は、出席及び内容がわかる資料添付で様式の活動・習得内容欄の記入不要、主任審査員と審査員の場合は全欄に記入必要

(注 5) 審査員補が審査（監査）に参加した場合は、審査員補専用の審査実績を CPD に使用するための様式に記入し、審査資料と共に提出すればよい。この場合の審査（監査）については 3.1.1 項の内 b)～d) 項を満足しなくてもよい。

(注 6) CPD 様式の構成

専門能力開発の方法（参加した会の説明、自己学習の方法含む）、専門能力開発にかけた期間と期間

専門能力開発の目的

専門能力開発の活動内容及び習得内容

11.1. 品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員資格の更新

品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員が、その資格を更新するためには、第11.1項、第11.2項に定める資格更新の要件をすべて満足していなければならない。

11.1 審査実績

QMS 主任審査員、QMS 審査員、ISMS 主任審査員及び ISMS 審査員は以下をすべて満たす審査実績を提出すること。

- ① 提出する審査は「有効な審査」の定義を満たすこと（第 3.1.1 項参照）。
- ② 申請者の前回維持申請受付日を起点として、今回申請日までの期間（ただし有効期限日を超えないこと、おおよそ 1 年間になる）に 1 回以上の審査実績概要を提出すること。
- ③ 前回の登録、更新又は格上げ時の申請受付日を起点として、今回申請日までの期間（ただし有効期限日を超えないこと、おおよそ 3 年間になる）に 3 回以上の有効な審査実績を提出すること。この 3 回以上の有効な審査実績は、前回及び前々回の維持申請時に提出された実績と異なるものでもよく、計 3 回以上あれば毎年 1 回以上でなくてもよい。また上記②の審査実績概要に用いた審査実績が含まれていてもよい。
上記の審査実績は、2 つ以上の異なる組織に対するものであること。上記の審査実績は登録審査または更新審査を 1 回以上含むこと。
- ④ 主任審査員はリーダーとしての審査実績であること。

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準

QMS 審査員補及び ISMS 審査員補は審査実績を提出する必要はない。但し、審査参加を継続的専門能力開発(CPD)実績に用いる場合には、別様式「審査員補専用の審査（監査）実績」で提出すること。（第 10.2 項参照）

（注 1）システム全体の審査（第 3.1.2 項参照）で登録審査または更新審査に代替できる。

11.2 継続的専門能力開発（CPD）実績

すべての申請者は、申請者の前回維持申請受付日を起点として、今回申請日までの期間（ただし有効期限日を超えないこと、おおよそ 1 年間になる）を対象として、継続的専門能力開発(CPD)の実績を提出すること。審査員の資格によって認められる能力開発方法、必要時間及び実証方法は維持の場合と同一であり、第 10.2 項の表を参照のこと。

11.3 受審組織による証明

主任審査員及び審査員は、11.1③の 3 回以上の審査実績について、受審組織のマネジメントシステムの責任者から、審査が提出資料の中の「審査実績概要」に記載されたとおり実施されたこと、及び JIS Q 19011 4 項「監査の原則」(a.高潔さ、b.公正な報告、c.職業専門家としての正当な注意、d.機密保持、e.独立性、f.証拠に基づくアプローチ)に則って実施されたことの証明を提出すること。主任審査員としての資格更新を希望する場合はリーダーとして実施した審査であること。

（注）組織のマネジメントシステムの責任者とは経営責任者、管理責任者本人又は責任を委譲された管理層の人とする。

IV 章 資格の一時停止、取り消し、失効**1 2. 審査員資格維持の適格性に関する調査**

当センターは、品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員が担当した審査について、JIS Q 19011 4 項「監査の原則」(a.高潔さ、b.公正な報告、c.職業専門家としての正当な注意、d.機密保持、e.独立性、f.証拠に基づくアプローチ)に則って実施されたことを受審組織に対して調査を行う場合がある。

また、当センターは品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員の行動について提起された疑義又は問題に対して調査を行う場合がある。

1 3. 資格の一時停止

品質マネジメントシステム審査員又は情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格登録に疑義が生じた場合、当センターは当該審査員の資格登録に関する疑義が解消されるまでの間、当該審査員の資格登録を一時停止する。

1 4. 資格の取り消し

当センターは、次の事項が発生した場合、当該マネジメントシステム審査員の資格を取り消す。

1) 第9項に定める継続的な確認に関わる報告を怠った場合、

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準

- 2) 第9項に定める継続的な確認で問題が露見した場合、又は
- 3) マネジメントシステム審査員の評価登録手順（JRCA AQI220）の第12.2項に定める事項を含めたマネジメントシステム審査員として遵守すべき事項への違反が露見した場合。
- 4) 当センターへの報告や提出書類に故意又は悪質な虚偽記載があった場合。

15. 資格の失効

当センターは、次の事項が発生した場合、当該マネジメントシステム審査員の審査員資格を失効させる。但し、審査員補の資格維持又は更新要件を満たしている場合で、当該審査員からの要請があった場合、審査員補として登録することができる。

- 1) 維持期限日又は有効期限日を過ぎても資格維持の手続きが行われない場合、
- 2) 維持又は更新に必要な費用の払い込みがされない場合、
- 3) 第10項に定めるマネジメントシステム審査員の資格維持の要件、又は第11項に定めるマネジメントシステム審査員の資格更新の要件を満たさない場合、又は
- 4) マネジメントシステム審査員から資格放棄の申し出があった場合。

16. 再登録及び再申請**16.1 再登録**

資格失効になった者から、資格失効日から3か月以内に再登録の申請があった場合又は、必要な費用の払い込みがなされた場合、当センターは、当該者が第10項又は第11項に定める資格の維持又は更新の要件を満たすことを確認し、該当する資格で再登録を行う。

16.2 再申請

16.2.1 第14項の事由により資格取り消し処分となった者からの再申請は受理しない。

16.2.2 第14項の事由により資格取り消し処分となった者を除き、登録を再希望する者は、新規登録の要件を満たしていれば新規の登録として申請することができる。

16.3 資格変更者の再登録（再格上げ）

主任審査員又は審査員から審査員補に資格変更された者が、再度審査員に登録を希望する場合は、審査員補への資格変更後3年以内の資格変更申請に限り、第5.2項の審査実績回数を申請前2年以内に2回以上かつ現地審査日数3日以上とする。

主任審査員から審査員に資格変更された者、及び主任審査員から審査員補に資格変更後に審査員に格上げされた者が、再度主任審査員に登録を希望する場合は、元の主任審査員からの資格変更後3年以内の資格変更申請に限り、第6.2項のメンバー審査実績回数を2回以上とし、第6.3項のリーダー審査実績回数を申請前2年以内に2回以上かつ現地審査日数3日以上とする。

17. 特例**17.1 本基準発効以前の研修コース修了証の扱い**

本基準発効以前に発行された当センター承認フォーマルコース又は資格拡大コース修了証を有する者は、修了証発行から5年以内であれば、第4.2項の個人の行動及び実技評価、第4.3項と第7.2項のJRCA筆記試験の合格は満足しているものとみなす。

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準

JIPDEC 承認の ISMS 研修コース修了証も当センター承認の研修コース修了証と同等と扱い、修了証記載の終了日が 2009 年 8 月 31 日以前の場合には、上記及び申請可能期間である「5 年以内」は 2009 年 9 月 1 日から 5 年以内と読み替える。

17.2 新規登録、再登録希望者で研修コース修了証が 5 年以上経過している者に対する特例

当センター承認のフォーマルコース又は資格拡大コース修了証が発行から 5 年以上経過している者で、審査員補として新規登録又は再登録を希望する者は、研修機関で実施する当センターの筆記試験を受験し、受験合格から 1 年以内の資格申請を行うことができる。この筆記試験は 1 回のみ受験可能で、不合格になった場合は、試験実施日から 1 年以内の再受験を 1 回のみ認める。

(注 1) JIPDEC 承認の ISMS 研修コース修了証の「5 年以上経過」については、上記 17.1 参照。

(注 2) 過去に当センターにマネジメントシステム審査員として登録されていた者で、当センター承認の研修コース修了証又はその写しを所有しない者は、当センターでの過去における登録と申請者の同一性が確認できれば、研修機関で実施する当センターの筆記試験を受験し、受験合格から 1 年以内の当該マネジメントシステムの資格申請を行うことができる。この場合の受験及び再受験の回数は上記による。

17.3 審査実績に対する特例

第 10.1 項又は第 11.1 項に定められた審査実績を決められた期限までにやむを得ず実施できなかった者で、その理由に十分な正当性及び合理性があれば、それを裏付ける客観的証拠を、第 10.1 項又は第 11.1 項に定められた審査実績（ただし審査実施期間は申請日まで可）と共に提出することにより、維持期限日又は有効期限日から 6 ヶ月まで再登録の申請を認める場合がある。この特例が認められるのは極めて限定的である。

(注) 客観的証拠の例：入院証明書、海外渡航のパスポート記録、罹災証明書等

17.4 継続的専門能力開発 (CPD) 実績に対する特例

第 10.2 項又は第 11.2 項に定められた継続的専門能力開発 (CPD) 実績を決められた期限までにやむを得ず実施できなかった者で、その理由に十分な正当性及び合理性があれば、それを裏付ける客観的証拠を、第 10.2 項又は第 11.2 項に定められた継続的専門能力開発 (CPD) 実績（ただし実施期間は申請日まで可）と共に提出することにより、維持期限日又は有効期限日経過後 6 ヶ月まで再登録の申請を認める場合がある。この特例が認められるのは極めて限定的である。

(注) 客観的証拠の例：入院証明書、海外渡航のパスポート記録、罹災証明書等

付則

この基準は、2013 年 1 月 1 日から適用する。但し、一部に適用猶予期間があり、項番ごとの適用猶予は JRCA AQI9120「品質／情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準 (JRCA AQI120) の適用猶予期間」に定める。

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準

付属書－1 審査員倫理綱領

(法令・基準の遵守)

1. マネジメントシステム審査員は、法令、審査登録制度の基準及び当センターの基準、手順に従う。
2. マネジメントシステム審査員は、この綱領に定められていない事項についても自ら守るべき職業倫理のあることを認識し、マネジメントシステム審査員の名誉と良識においてこの綱領の精神に従う。

(自律)

3. マネジメントシステム審査員は、深い知識と高い技術の保持に努め、マネジメントシステム審査員としての名誉を重んじ、つねに偏見がなく、専門的で厳格な態度で行動し、いやしくも信義にもとるような行為を行わない。
4. マネジメントシステム審査員は、審査や、審査員評価登録のプロセスの清廉さを汚しかねない虚偽の情報や、誤った情報を流したりしない。
5. マネジメントシステム審査員は、当センターや審査員評価登録のプロセスに対する信用を損なわない行動をとる。また、この綱領を含め遵守しなければならない事項に対する違反が申し立てられた時には、その調査に十分に協力する。

(公正性)

6. マネジメントシステム審査員は、つねにマネジメントシステム審査員としての適切な注意と判断によって審査を行い、全審査過程を通じて公正を貫き、受審組織あるいは特定人の要求に迎合しない。
7. いかなる利害関係者にも組みすることなく、またいかなる者とも業務に影響を及ぼしかねない個人的な関係を作らない。
8. 審査を受ける組織、その組織の従業者、利害関係者から勧誘、供託、贈り物、その他一切の利得を受けない。

(秘密保持)

9. マネジメントシステム審査員は、業務上知り得た秘密及び情報等を、他に漏らし又は利用しない。
10. 審査を実施するに当たっては、審査を受ける者と審査登録機関が文書によって行った取り決めから逸脱する情報の公開、並びに議論を行わない。

(自己研鑽)

11. マネジメントシステム審査員は、マネジメントシステム審査員としての社会的使命の重要性を認識し、つねに自己の力量の開発、研鑽に努め、忠実な業務の遂行を通じて、審査に対する信頼の向上に努める。
12. マネジメントシステム審査員は、自己の業務に対する苦情、評価等を謙虚に受け止め、再発防止を確実に行うと共に、自己の力量向上に努める。

(マネジメントシステム審査員間の規律)

- 1 3. マネジメントシステム審査員は、みだりに他のマネジメントシステム審査員を誹謗し又はその名誉を傷つけない。
- 1 4. マネジメントシステム審査員は、共同で業務を行うに当たり、相互に協議し、誠意をもって分担業務を遂行する。

(地位利用の禁止)

- 1 5. マネジメントシステム審査員は、受審組織等に対し、マネジメントシステム審査員の立場を利用して、自己又は第三者の利益を図るような行為を行わない。

(違反者の通知)

- 1 6. マネジメントシステム審査員は、他のマネジメントシステム審査員に、この綱領に違反する行為があり、あるいはその疑いがあることを知った時には、当センターに通知する。

以上

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準

制定・改定履歴

版番号	制定、改定年月日	制定、改定内容
制定	2012年9月19日 (2013年1月1日から適用。一部に適用猶予期間あり。)	<p>JAB 認定基準である JAB CP100 対応文書として制定された JRCA AQ100「品質マネジメントシステム審査員の資格基準」及び JIPDEC 認定基準である JIP-IMAC300 対応文書として制定された「JRCA AI110 情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準」の改定版として統合・制定した。JRCA AQ 100 改定 5 版及び JRCA AI 110 改定 3 版からの主な変更点は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 有効な審査の定義に変更を加えた。(現地審査活動の時間を 6 時間以上に変更したこと等。) (3.1.1) 2) 資格維持又は更新を希望するすべての審査員が (コンピテン ス) への移行を完了済み又は完了予定であるので、審査員名称から (コンピテン ス) を削除した。(3.2/3.3) 3) 審査員補から審査員に格上げする際にオブザーバ経験を必須要件からはずした。(3.4) 4) 当センターが新規登録申請者の力量を評価するために実施する筆記試験の名称を「力量試験」から「筆記試験」に変更した。(3.16) 5) 「個人の行動」(JIS Q 19011:2003 における「個人的特質」の名称と内容が変更された) は、研修コースでの受講生に対する指導改善を重視し、合否はコース途中の評価によらず修了時の評価のみとした。(3.18) 6) 審査員補の要件から学歴を削除した。ただし、高校卒業と同等以上の証明で実務経験期間短縮。(4.1) 7) 実務経験の要件を変更した。(4.1) 8) 格上げに必要な審査実績として、審査回数他に現地審査の合計日数を設けた。(5.2/6.3) これに伴い、現地日数の計算方法を定めた。(3.1.4) 9) 格上げ、更新に必要な審査実績として、登録審査又は更新審査 1 回以上の要件を設けた。(5.2、6.3、11.1) これに伴いシステム全体の審査の概念を導入し、登録審査または更新審査 1 回以上の要求がある場合にシステム全体の審査の証明があれば代替できることとした。(3.1.2) 10) 格上げ、更新に必要な審査実績として、旧基準では必要な審査実績件数はすべて異なる組織に対する審査である必要があったが、2 つ以上の異なる組織に緩和した。

品質／情報マネジメントシステム審査員の資格基準

		<p>(5.2/6.3/11.1)</p> <p>11) 審査能力についての主任審査員による確認は、2件だけでなく、5.2/6.3項で求められている審査実績分について必要とした。(5.3/6.4)</p> <p>12) 格上げの申請者で、申請日が前回維持期限日又は有効期限日から6ヶ月以上経過している者は、継続的専門能力開発(CPD)の実績を提出することとした。(5.4)</p> <p>13) 格上げ時及び更新時に、実施した審査に関する「受審組織による証明」を求めることとした。(5.5/6.6/11.3)</p> <p>14) 資格拡大後の格上げ及び資格変更後の再格上げのための審査実績要件を緩和した。(7.3/16.3)</p> <p>15) 適切な審査活動の継続的实施が不可能となる重大な変化が発生した場合の当センターへの報告を追加した(9.2.2)</p> <p>16) 審査実績の要件及び実証資料を変更した。(審査回数／頻度、更新・格上げ時のシステム全体の審査の要件、被監査者による証明他)(10.1/11.1)</p> <p>17) CPDの方法、必要時間、実証方法に変更を加えた。(10.2/11.2)</p> <p>18) 資格の一時停止、取消しの項の前に「審査員資格維持の適格性に関する調査」の項を設けた。(12)</p> <p>19) 資格の「取消し」と「失効」の用語の使用方法を変更し、取消しとは違反や問題が露見した場合の処置とした。(14/15)</p> <p>20) 本基準発効以前の研修コース修了証の扱いを明文化した。(17.1)</p> <p>21) 審査員としての未登録者と失効者でフォーマル研修コース、資格拡大研修コースの有効期限が切れた後は当センターの筆記試験受験合格で登録可とした。(17.2)</p> <p>22) 極めて限定的なやむを得ない理由で審査実績を積みなかった者及びCPDの活動を実施できなかった者に対する特例処置を定めた。(17.3/17.4)</p> <p>23) 審査員倫理綱領における「品質マネジメントシステム審査員」及び「情報セキュリティマネジメントシステム審査員」の語句を「マネジメントシステム審査員」とした。</p>
--	--	---